

第 10 回建設候補地選定専門部会議事要旨、第 12 回検討委員会議事要旨、第 11 回整備基本計画専門部会議事要旨と施設整備基本計画検討スケジュール

1. 第 10 回建設候補地選定専門部会(平成 24 年 10 月 4 日開催)議事要旨

1. 市民意見を受けた第三次選定評価項目の見直し

- ① 評価項目の「類似施設の状況」の評価対象に最終処分場と火葬場を新たに加える。
- ② 「(2) 評価項目の配点の見直し案(熱回収施設)」の評価項目「2) 環境」の配点を以下の通り 25 点から 26 点に変更し、それに伴い全評価項目の合計点を 99 点から 100 点に変更する。

[変更前]

2) 環境	①緑地等の保全、希少動植物の保全・配慮	⑬	25
	②水資源の保全	6	
	③周辺道路の整備状況	6	

[変更後]

2) 環境	①緑地等の保全、希少動植物の保全・配慮	⑭	26
	②水資源の保全	6	
	③周辺道路の整備状況	6	

- ③ 候補地の点数結果、順位付けを市に報告する際は、点数が近い候補地をグループ化して提示する。グループ分けの方法については、点数結果を提示する次回部会にて検討する。

補足

- ① 主な市民意見の『今後の人口の若年層の割合を考慮に入れた近隣の人口状況』への対応は、『各施設は適切な環境対策を実施するため、候補地選定に差が生じない。よって、評価項目への反映は行わない。』に変更する。
- ② 『現状もしくはこれまでの経緯』の記載内容について、市民からの意見を取り入れないかのような誤解を与える表現の文言修正を行う。

以上

2. 第12回町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会(平成24年10月4日開催)議事要旨

1. 第11回検討委員会議事要旨、第9回建設候補地選定専門部会議事要旨と施設整備基本計画検討スケジュール

① 事務局は、11月22日の第13回検討委員会の際に、部会や検討委員会で検討した結果をまとめた報告書(案)を提示する。

2. 建設候補地選定専門部会からの報告

(1) 三次選定評価の前段階で除外された候補地について

① 三次選定評価の前段階で除外された候補地と三次選定評価の対象として残った候補地について、事務局より報告し、検討委員会にて確認を得た。

(2) 市民意見を受けた三次選定評価項目の見直し

① 熱回収施設について、「3) 土地利用②類似施設の状況」の配点を5点から10点に変更する。これに伴い「1) 機能/維持管理①-1敷地の形状」の配点を8点から6点に変更し、「5) 余熱利用等①熱利用施設、バイオガス利用施設の有無」の配点を9点から6点に変更する。

[変更前]

1) 機能/ 維持管理	①-1敷地の形状	(8)	27
	①-2地盤状況等	6	
	③開発行為や建築行為に対する規制等	6	
	④収集運搬の効率	7	

[変更後]

1) 機能/ 維持管理	①-1敷地の形状	(6)	25
	①-2地盤状況等	6	
	③開発行為や建築行為に対する規制等	6	
	④収集運搬の効率	7	

3) 土地利 用	①教育・福祉施設等への配慮	6	20
	②類似施設の状況	(5)	
	③地域住民の居住状況	8	
	④市境からの距離	1	

3) 土地利 用	①教育・福祉施設等への配慮	6	25
	②類似施設の状況	(10)	
	③地域住民の居住状況	8	
	④市境からの距離	1	

5) 余熱利 用等	①熱利用施設等、バイオガス利用施設の有無	(9)	11
	②バス拠点等の有無	2	

5) 余熱利 用等	①熱利用施設等、バイオガス利用施設の有無	(6)	8
	②バス拠点等の有無	2	

② 資源ごみ処理施設について、「3) 土地利用②類似施設の状況」の配点を5点から10点に変更する。これに伴い「1) 機能/維持管理①-1敷地の形状」の配点を8点から5点に変更し、「1) 機能/維持管理④収集運搬の効率」の配点を7点から5点に変更する。

[変更前]

1) 機能/ 維持管理	①-1敷地の形状	(8)	24
	①-2地盤状況等	4	
	③開発行為や建築行為に対する規制等	5	
	④収集運搬の効率	(7)	

[変更後]

1) 機能/ 維持管理	①-1敷地の形状	(5)	19
	①-2地盤状況等	4	
	③開発行為や建築行為に対する規制等	5	
	④収集運搬の効率	(5)	

3) 土地利 用	①教育・福祉施設等への配慮	6	18
	②類似施設の状況	(5)	
	③地域住民の居住状況	6	
	④市境からの距離	1	

3) 土地利 用	①教育・福祉施設等への配慮	6	23
	②類似施設の状況	(10)	
	③地域住民の居住状況	6	
	④市境からの距離	1	

3. 市民意見の整理と今後の進め方(案)

① 各委員は「市民意見と今後の進め方(案)」の内容を精査し、10月10日(水)までに必要に応じて事務局に修正を依頼する。

以上

3. 第11回整備基本計画専門部会議事要旨(平成24年10月15日開催)議事要旨

1. 第12回検討委員会、第10回建設候補地選定専門部会の議事要旨及び検討スケジュールについて

- ① 事務局は、検討委員会報告書(案)を11月16日までに各委員に事前配布する。

2. 整備基本計画専門部会 各施設の検討結果について

- ① 事務局は、検討委員会報告書(案)の第3編第6章「不燃・粗大ごみ処理施設」と第7章「資源ごみ処理施設」に、各施設の概要、処理フロー、環境面でどのような施設とするか等のわかりやすい説明を加筆し、10月末までに各委員に事前配布する。
- ② 第1編～第3編に検討結果の概要を示し、資料編に検討委員会や部会での検討の経緯や検討結果の根拠となるデータを示す。
- ③ 事務局は、検討委員会報告書(案)について以下の内容の加筆・修正を行う。
- 検討委員会報告書(案)の第1章に、検討委員会は町田市一般廃棄物資源化基本計画を受けて、施設整備基本計画を検討している旨の説明文を加筆する。
 - 環境保全の全体的な考え方を第3章で書いてから、第4～7章(熱回収施設、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設、資源ごみ処理施設)のそれぞれに、環境保全のために守るべき基準や、そのために何をやるかの考え方について記載する。
 - 熱回収施設、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設を分散化せずに一体整備することの必要性について説明する文章を加筆する。
 - 熱回収施設を分散化しない理由の説明について、「リスク管理」という表現を見直す。
 - 資源ごみ処理施設の種類の、使用済小型電子家電機器等貯留場所の説明を加筆する。
 - 粗大破碎設備など粉じんが発生する施設への対策について明記する。
 - 騒音・振動、悪臭については条例で既に厳しく設定されているので、条例の規制値以下(同じ値も含む)の自主規制値を設定し、運転管理目標値はそれよりも厳しい値を設定するなど、熱回収施設の排ガスとは違う表記をする。
 - バイオガス化施設のガスエンジン発電機から発生する排ガスの規制について調査し、排出規制が定められている場合は加筆する。
 - バイオガス化施設の物質収支に、機械選別前後の物質量を記載する。

3. 水銀の自主規制値について

- ① 事務局は、近隣の既存及び計画中の焼却施設の水銀の除去設備(湿式の導入状況)と効果について調査する。また、近隣清掃工場の水銀を未然に防ぐ搬入防止対策、モニタリング(連続測定)による運転管理の状況を調査する。
- ② 事務局は、活性炭噴霧による水銀の除去効果について文献調査、メーカーへのヒアリングを通じ調査する。最終的な議論は11月22日に行なう。

4. 施設の付帯機能について

- ① 付帯機能は「(5)地域のシンボル」を除く4つの機能を本部会の検討結果として承認する。
- ② 「(1)エネルギー供給(電力供給、熱供給、バイオガス供給)」は、利用内容の説明だけでなく、各候補地の周辺地域に供給する具体的なエネルギー量を示す。(例えば、A候補地で電力を供給する場合は、約〇世帯分の電力を供給することができる。)
- ③ 「(3)環境啓発機能」は、市民がごみの減量化について考えることを目的とした利用内容について検討する。

以上

